

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様、こんにちは。税務監査部の西元です。今月は雪がちらつく日もあり、寒い日々が続いております。加えてインフルエンザが流行しておりますので、お身体には十分お気を付け下さいませ。さて、今回は平成 30 年度税制改正大綱が発表された中からいくつかご紹介させていただきます。

「平成 30 年度税制改正大綱」

※平成 32 年分(2020 年分)以後の所得税について適用されます

1. 基礎控除の見直しについて

- ・控除額が一律 10 万円引き上げられます。

所得税 38 万円→48 万円

住民税 33 万円→43 万円 ※平成 33 年分以後の個人住民税から適用

- ・合計所得金額が 2,400 万円(給与収入金額が 2,595 万円)を超える場合、その所得金額に応じて控除額が決定し、合計所得金額 2,500 万円(給与収入金額 2,695 万円)を超える場合は、基礎控除の適用対象外となります。

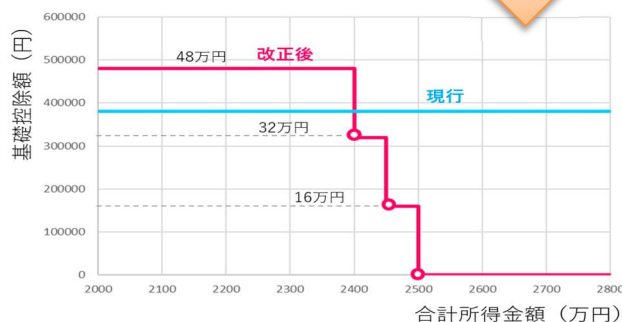
2. 給与所得控除の見直し

- ・控除額が一律 10 万円引き下げられます。
- ・控除額の上限額が見直されます。

(改正前) 給与収入金額 1,000 万円超
→控除額の上限 220 万円

(改正後) 給与収入金額 850 万円超
→控除額の上限 195 万円

〈図：基礎控除の見直し〉



3. 公的年金等控除の見直し

- ・控除額が一律 10 万円引き下げられます。・・・①
- ・公的年金等の収入金額が 1,000 万円超の場合、195.5 万円が控除額の上限となります。・・・②
- ・公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額に応じて更に控除額が引き下げられます。
1,000 万円超 2,000 万円以下・・・更に一律 10 万円の引き下げ
2,000 万円超・・・更に一律 20 万円の引き下げ (①と②の見直し後)

結果として、給与所得控除額は 10 万円引き下げられますが、基礎控除の額が 10 万円引き上げられるため、給与収入が 850 万円以下の場合には改正後においても税負担は変わりません。

【お知らせ】

平成 29 年度分の所得税の確定申告の申告及び納期限は **3月15日(木)** までとなっております。また、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告及び納期限は **4月2日(月)** までとなっております。

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350